

第9章 参考資料

参考資料を以下に示す。

〈参考資料〉

- ・資料1:測量中心線の設定
- ・資料2:公園・道路境界の設定
- ・資料3:現況樹木調査
- ・資料4:雨水流出抑制施設設置計画書(案)

測量中心線の設定

測量の中心線の設定について、下記の通りとした。

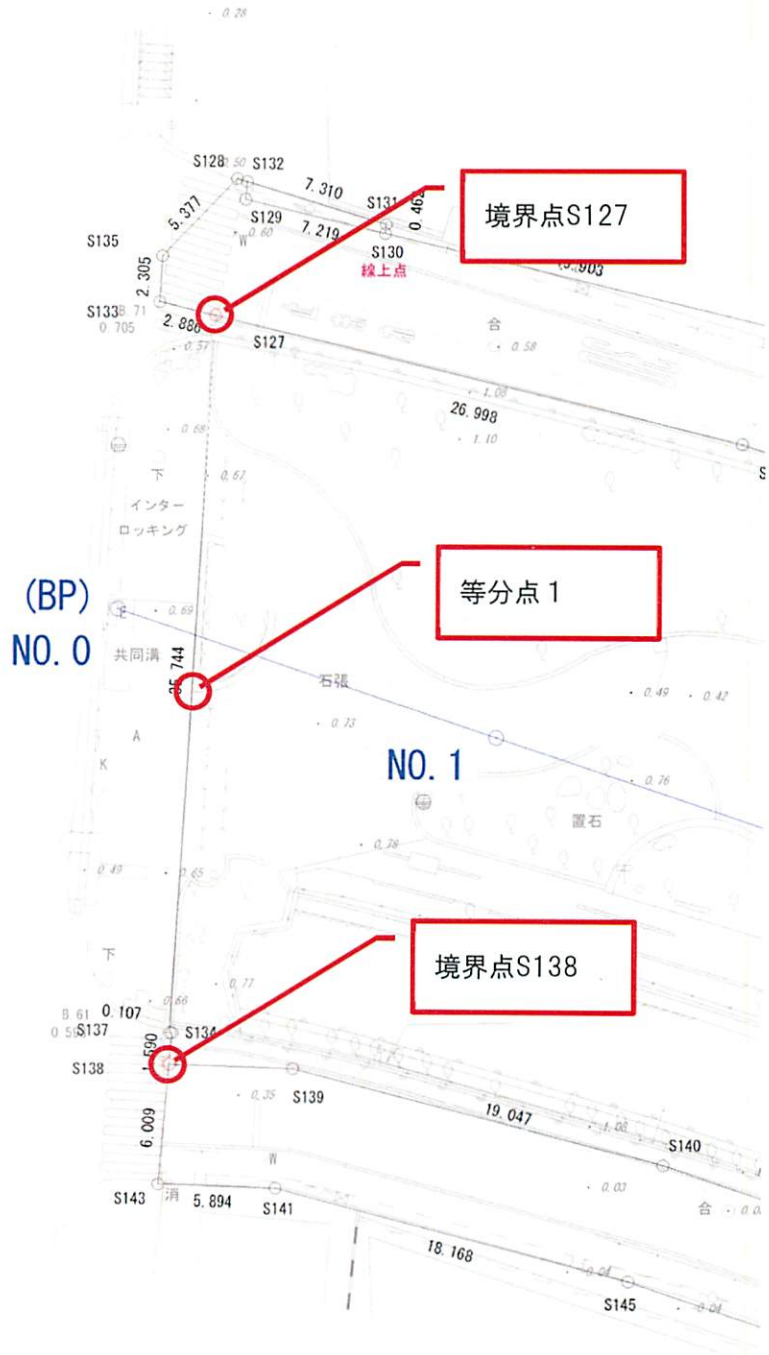
■ Bブロック（清洲橋通り～旧松本橋）の中心線

- ・ 境界点 S127と S138の 2等分点を等分点 1とし、境界点 S024と S174の 2等分点を等分点 2とする。
- ・ 等分点 1と等分点 2を通る直線上の座標 ($X=-35634.602, Y=420.800$) から、角度 ($-0^{\circ} 27' 03.49''$) を傾けた線を Bブロックの中心線とする。

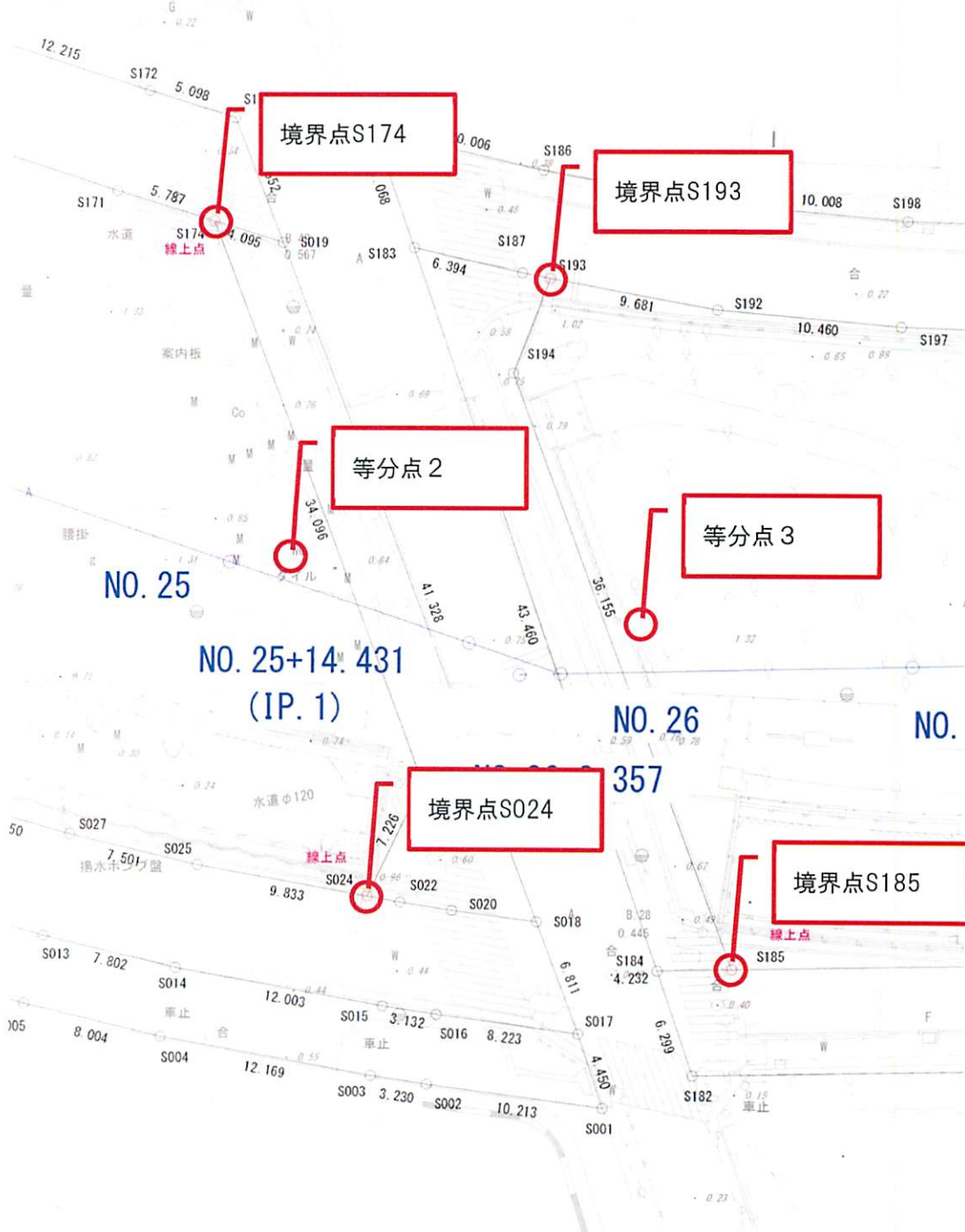
■ C・Dブロック（旧松本橋～小名木川）の中心線

- ・ 境界点 S185と S193の 2等分点を等分点 3とし、境界点 S267と S268の 2等分点を等分点 4とする。
- ・ 等分点 3と等分点 4を通る直線上の座標 ($X=-34797.467, Y=535.565$) から、角度 ($0^{\circ} 14' 11.91''$) を傾けた線を C・Dブロックの中心線とする。

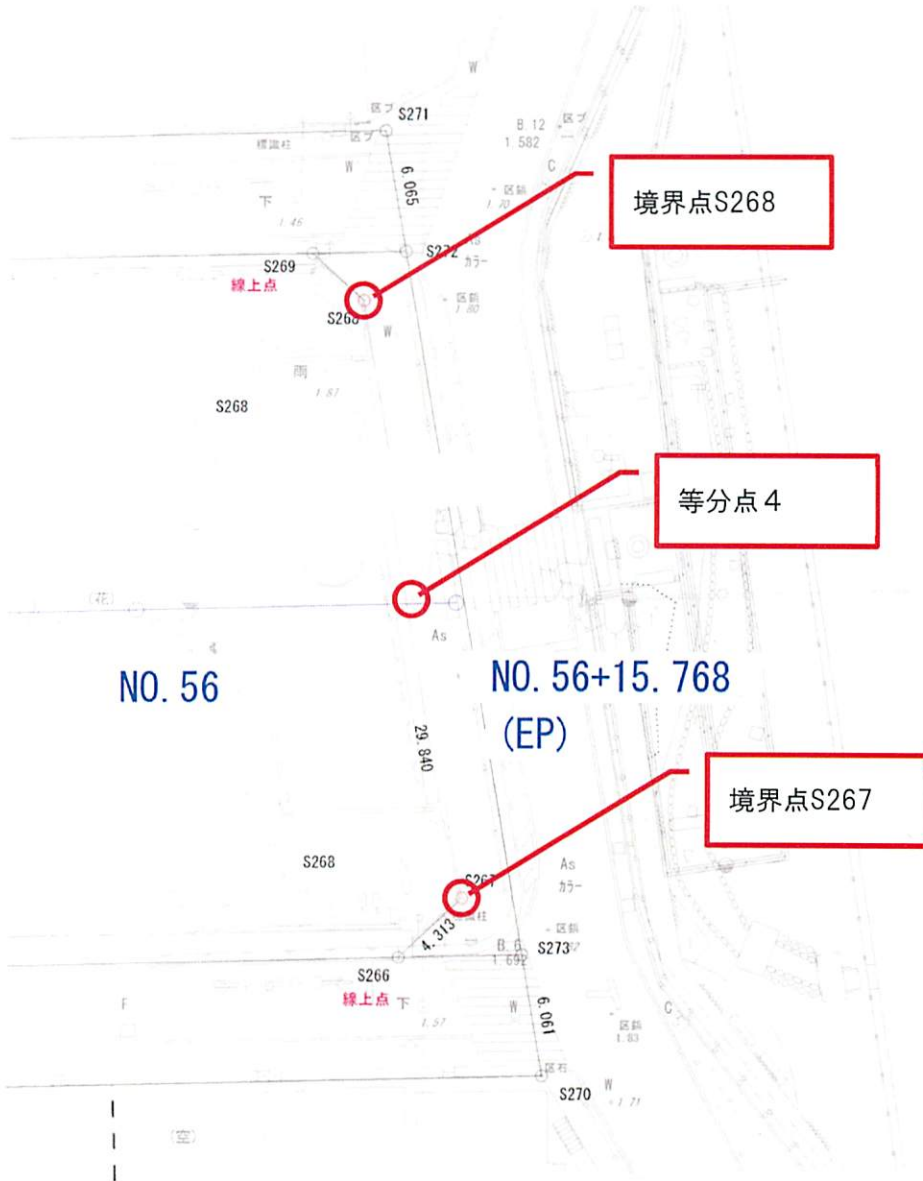
■等分点1について



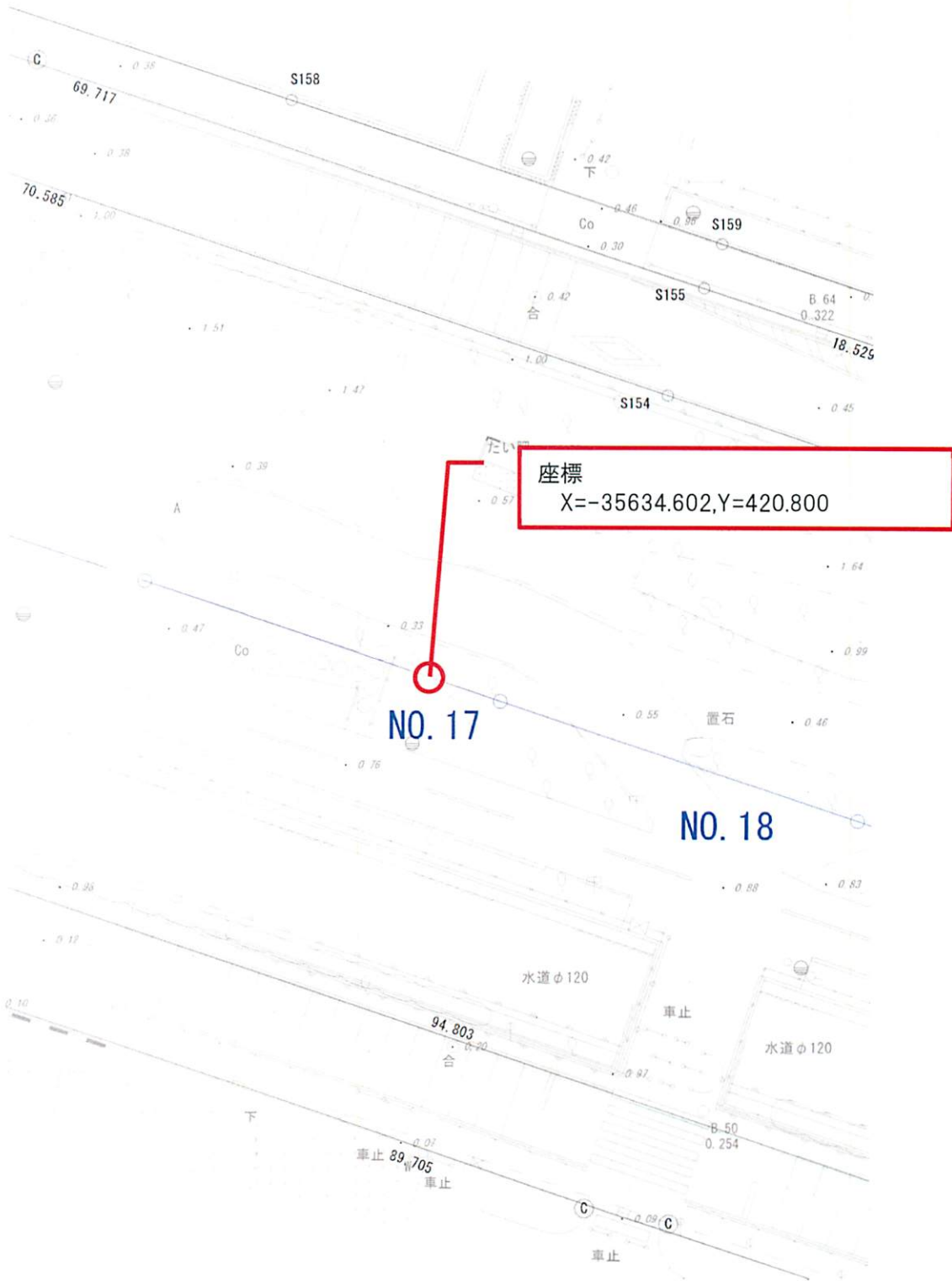
■等分点2・3について



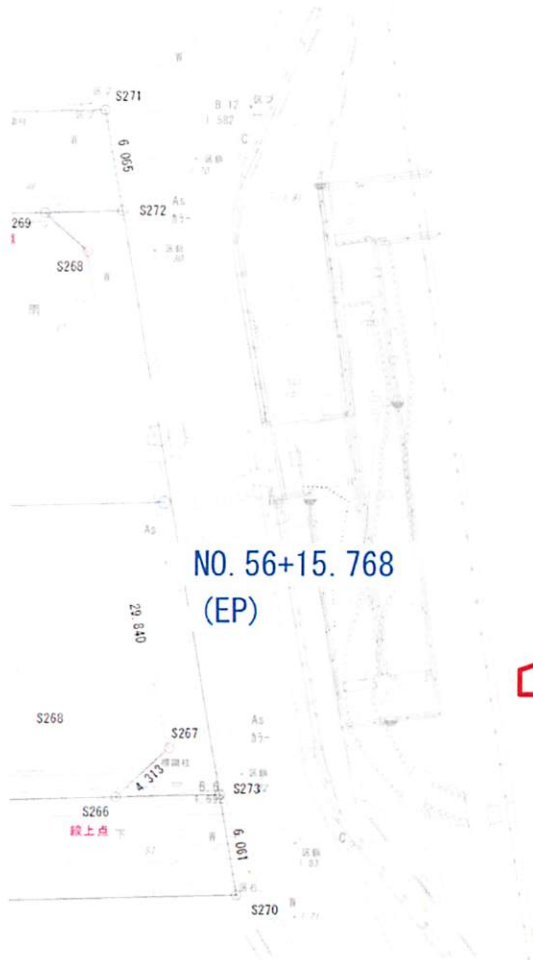
■等分点4について



■座標 (X=-35634.602,Y=420.800) について



■座標 (X=-34797.467,Y=535.565) について



NO. 56+15.768
(EP)

座標
X=-34797.467,Y=535.565

公園・道路境界の設定

基本設計図の作成にあたり、公園と道路の境界の設定を行った。なお、境界は道路の予備設計を踏まえて決定する。

計画上の公園用地は、公園の東西にある道路の民有地との用地ラインから計画道路幅員である10.5mを東西それぞれから除いた範囲となる。

現地測量の結果、対象地では道路用地のラインと現地のL型側溝のラインが一致していない境界が多数存在しているため、基本設計上の道路と民有地の境界ラインは、東西側それぞれで道路用地にも使用実態にもかからない内側（公園側）の直線とする。なお、西側と東側のラインは平行とならない。

計画上の道路と民有地の境界ラインを以下の通り設定した。

■Bブロック（清洲橋通り～旧松本橋）の道路用地ライン

○西側道路の用地ライン

⇒道路用地点1と道路用地点2を通る直線

○東側道路の用地ライン

⇒道路用地点3と道路用地点5を通る直線を道路用地点4へ平行移動した線

■C・Dブロック（旧松本橋～小名木川）の道路用地ライン

○西側道路の用地ライン

⇒道路用地点6と道路用地点7を通る直線

○東側道路の用地ライン

⇒道路用地点8と道路用地点10を通る直線を道路用地点9へ平行移動した線

資料:現況樹木調査

仙台堀川公園内にある高木または中木クラスの現況樹木調査を実施した。
調査の概要は以下のとおりである。

調査期日：平成27年10月29日（木）・30（金）

調査内容：各樹木について、以下の内容を確認した。

- ・ 樹種
- ・ 目視による健全、不健全の確認
- ・ 目通り幹周測定

調査範囲：当公園設計範囲（Bブロック、Cブロック）

次頁より、対象樹木位置と各樹木カルテ一覧表を掲載する。

